

議案第 5 8 号

亀山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部
改正について

亀山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を別
紙のとおり改正する。

令和 8 年 8 月 2 8 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改
正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に
より議会の議決を求める。

亀山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

亀山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成１７年亀山市条例第１０９号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（印鑑の登録） 第４条　市長は、前条の申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）<u>第１８条の３第１項</u>に基づき作成された台帳（以下「認可地縁団体登録台帳」という。）の記載事項と照合するほか、その内容を審査した上で、登録をするものとする。 （代理人による申請） 第１２条　地方自治法施行規則<u>第１８条の３第１項第７号</u>に規定する代理人を置いている団体にあつては、委任状により当該代理人による申請をすることができる。 ２　〔略〕	（印鑑の登録） 第４条　市長は、前条の申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）<u>第２１条第２項</u>に基づき作成された台帳（以下「認可地縁団体登録台帳」という。）の記載事項と照合するほか、その内容を審査した上で、登録をするものとする。 （代理人による申請） 第１２条　地方自治法施行規則<u>第１９条第１項第１号ト</u>に規定する代理人を置いている団体にあつては、委任状により当該代理人による申請をすることができる。 ２　〔略〕
備考　表中の〔 〕の記載は注記である。	

附　則

この条例は、公布の日から施行する。